官報号外

国会試験

平成24年度放射線取扱主任者試験の施行について

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第34条の規定に基づき、第１種放射線取扱主任者試験（以下「第１種試験」という。）及び第２種放射線取扱主任者試験（以下「第２種試験」という。）の施行に関し、次のとおり公告する。

平成24年４月20日

文部科学大臣　平野　博文

１　試験の日時及び試験課目

⑴　第１種試験

年月日	時　間	試験課目
平成24年８月22日（水曜日）	10時00分から11時45分まで	物理学、化学及び生物学のうち放射線に関する課目
	13時30分から14時45分まで	物理学のうち放射線に関する課目
	15時30分から16時45分まで	化学のうち放射線に関する課目
平成24年８月23日（木曜日）	10時00分から11時45分まで	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する管理技術並びに放射線の測定技術に関する課目（法律別表第１に掲げる課目⑵、⑶及び⑷を含む）
	13時30分から14時45分まで	生物学のうち放射線に関する課目
	15時30分から16時45分まで	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目（※）

（※）試験を実施する年の４月１日現在施行されているものについて出題する。

⑵　第２種試験

年月日	時　間	試験課目
平成24年８月24日（金曜日）	10時00分から11時45分まで	放射性同位元素による放射線障害の防止に関する管理技術Ⅰ（法律別表第１に掲げる課目⑵～⑹及び⑺を含む）
	13時30分から14時45分まで	放射性同位元素による放射線障害の防止に関する管理技術Ⅱ（法律別表第１に掲げる課目⑵～⑹及び⑺を含む）
	15時30分から16時45分まで	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目（※）

（※）試験を実施する年の４月１日現在施行されているものについて出題する。

２　試験地及び試験場所

試験地	試　験　場　所
札幌会場	東海大学 北海道札幌市南区南沢５条１丁目１番１号
仙台会場	東北学院大学 宮城県仙台市青葉区土樋１丁目３番１号
東京会場	成蹊大学 東京都武蔵野市吉祥寺北町３丁目３番１号
名古屋会場	名城大学 愛知県名古屋市天白区八事山150番地
大阪会場	大阪商業大学 大阪府東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
福岡会場	九州大学 福岡県福岡市東区箱崎６丁目10番１号

（注）試験場所は、施設の都合等により変更となる場合がある。

３　受験の申込期間　平成24年５月18日（金曜日）から平成24年６月18日（月曜日）まで。

４　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第35条第２項及び第３項の規定に基づき登録試験機関として登録した下記の者が行うものとする。

公益財団法人　原子力安全技術センター
東京都文京区白山５丁目１番３―101号

５　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書１式

ロ　写真（受験申込前１年以内に脱帽、無背景、正面向、上半身を撮影したもので、受験者本人であることが明瞭にわかるもの。大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）１葉

⑵　所定の受験料（第１種試験13,900円、第２種試験9,900円）は、次のいずれかの方法により納付すること。

イ　公益財団法人原子力安全技術センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。

ロ　現金を公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）又は西日本事務所（大阪府大阪市）まで持参すること。

⑶　受験申込書及び添付書類は、申込期間中に公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）又は西日本事務所（大阪府大阪市）まで持参するか、書留郵便で送付すること。書留郵便の場合、平成24年６月18日の消印があるものまでを有効とする。

⑷　受験申込書に記載した現住所等に変更が生じたときは、第１種試験又は第２種試験の区分、受験希望地、氏名等を明らかにして、その旨を公益財団法人原子力安全技術センターへ届け出ること。

⑸　第１種試験及び第２種試験の両方を受験しようとする者は、試験の区分ごとにそれぞれ受験申込みを行うこと。

⑹　受験申込書の入手を希望する者は、公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）又は西日本事務所（大阪府大阪市）まで申し込むこと。

なお、郵送を希望する者は、切手（受験申込書１部の場合は140円）を貼り付け、送付先を記した返信用封筒（角形２号（縦33センチメートル、横24センチメートル）より大きいもの）を同封して申し込むこと。

⑺　受験申込書の頒布期間は、平成24年４月25日（水曜日）から平成24年６月18日（月曜日）までとする。

６　受験手続の窓口及び問い合わせ先

公益財団法人原子力安全技術センター
放射線安全事業部安全業務部
主任者試験グループ
112―8604　東京都文京区白山５丁目１番３―101号　東京富山会館ビル
電話番号　03―3814―7480

西日本事務所
550―0004　大阪府大阪市西区靱本町１丁目９番15号　近畿富山会館ビル
電話番号　06―6450―3320

７　合格者の発表　試験に合格した者に対し、放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。また、文部科学省の掲示板、ホームページ及び公益財団法人原子力安全技術センターのホームページに合格者の発表を掲示する。

８　その他　一部の地域において、天災又は公共交通機関の運転停止等により受験ができない者が発生した場合でも、当該者に対する再試験は原則として実施しない。

裁判所

認証官

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１７号

茨城県水戸市柵町１丁目５―７　クレセール三の丸206号室、住民票上の住所茨城県鉾田市汲上1808番地

債務者　飯島　咲子

１　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで

水戸地方裁判所